

つばさ訪問看護ステーション 運営規程

（事業の目的と運営の方針）

第1条

- 1 本規程は、合同会社 慍 が運営する「つばさ訪問看護ステーション」（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が、病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が指定訪問看護及び介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。
- 2 当ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 看護師等は、自ら提供するサービスの質を評価して質向上を図るとともに、必要なときに必要な訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの提供が行えるよう、実施体制の設備に努めるものとする。

（事業の運営）

第2条

- 1 当ステーションがこの事業を運営するにあたっては、主治医の指示書に基づく適切な訪問看護及び介護予防訪問看護の提供を行う。
- 2 当ステーションは、訪問看護及び介護予防訪問看護を提供するにあたっては、当ステーションの保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護及び介護予防訪問看護を行うものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称：つばさ訪問看護ステーション
- 2 所在地：北海道札幌市白石区米里1条3丁目7番6号 パークプラザMⅡ 102号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条

当ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

ただし、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

1 管理者：1名（常勤兼務職員、当ステーション訪問看護員と兼務）

管理者は、所属職員を指揮・監督、訪問看護及び介護予防訪問看護の利用申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に、自身も訪問看護及び介護予防訪問看護の提供にあたるものとする。

ただし、管理上支障がない場合は、当ステーションの他の職務に従事することができるものとする。

2 訪問看護員：3名以上（常勤職員3名以上・常勤職員のうち1名は管理者兼務）

看護師等は、当ステーションに対する訪問看護の利用申込みに係わる調整、訪問看護及び介護予防訪問看護計画書を作成し、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供にあたる。

3 その他の職員

なし

（営業日及び営業時間等）

第5条

当ステーションの営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月曜日～金曜日（土曜日 日曜日 祝日は休み）
- 2 営業時間：9:00～18:00 とする。なお、緊急時対応のため24時間サービス提供可能な体制とする。
- 3 連絡体制：電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 4 営業日以外の日、及び営業時間外であっても、医師の指示・利用者又は その家族等からの電話等を受け付けるものとし、必要に応じて訪問看護等を行うものとする。

（指定訪問看護及び介護予防訪問看護の提供方法）

第6条

訪問看護及び介護予防訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1 訪問看護及び介護予防訪問看護の開始については、主治医の指示書の交付を受ける。
- 2 当ステーションは、介護保険利用者にあたっては居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書（ケアプラン）、利用者の希望、主治医の指示書、および看護師等のアセスメントに基づき、訪問看護及び介護予防訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護及び介護予防訪問看護を実施する。
- 3 利用希望者に主治医がいない場合は、当ステーションから主治医の選定および調整を依頼する。

（指定訪問看護及び介護予防訪問看護の内容）

第7条

訪問看護及び介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状の観察
- 2 清潔の保持、食事および排泄等療養生活の支援
- 3 褥瘡の予防・処置
- 4 カテーテル等の管理
- 5 その他医師の指示による医療処理および検査等の補助
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症の看護

8 リハビリテーション

9 介護者指導・相談

(通常の事業の実施地域)

第8条

札幌市内全域

(利用料等)

第9条

- 1 訪問看護及び介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護及び介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。
- 2 通常の事業の実施地域の交通費は無料とする。通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護及び介護予防訪問看護に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えてからの公共交通機関利用の実費相当額を徴収する。
- 3 介護保険制度の対象外サービスは別表（料金表）に定めた利用料を徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をし、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 利用当日の2時間前までにキャンセルのご連絡をいただいた場合は、キャンセル料は発生しません。サービス提供時間を過ぎてからのキャンセルやご連絡がなかった場合は、キャンセル料 3,000 円が発生します。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

(緊急時における対応方法)

第10条

- 1 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等必要な処置を講ずるものとする。
- 2 看護師等は、前項においてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告を行う。

(事故処理)

第11条

- 1 当ステーションは、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 当ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(相談・苦情対応)

第12条

当ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、利用者の要望、苦情に対し、

迅速に対応する。

(虐待防止に関する事項)

第13条

- 1 当ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 一虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(その他運営についての留意事項)

第14条

- 1 当ステーションは、社会的使命を十分認識し、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を以下のとおり設けるものとして、業務体制を整備する。
 - (1) 採用後1ヵ月以内
 - (2) 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき内容の雇用契約を、従業者との間にて締結する。
- 4 当ステーションは、訪問看護及び介護予防訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、合同会社 惺と当ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は令和6年 7月1日より施行をする。

この規定は令和7年 9月1日より改定をする。

この規定は令和8年 6月1日より改定をする。